

中小企業経営強化税制の リース税額控除制度の効果

Q

お客様からのご質問

私は資本金2,000万円の建設会社（12月決算）の経営者です。

10月に建設機械をリースで取得しました。契約条件は5年リースで、毎月55万円の60回払いでリース料を決算までに165万円（55万円×3回）払っております。

顧問税理士から所有権移転外リース取引なので、中小企業経営強化税制の「即時償却制度」が活用できず、税額控除制度が活用できると言われました。税額制度を活用すると、どのくらい節税になるのですか？

A

キド先生からの回答

中小企業経営強化税制の税額控除制度を活用した場合の効果を次の表の様に比較してみました。

（単位：万円）

項目	現状	設備投資
① リース前の課税所得を3000万円とか仮定します	3,000	3,000
② リース料の費用計上額	—	165
③ 課税所得	3,000	2835
④ 仮の法人税額	630	592
⑤ 税額控除額（中小企業経営強化税制の場合10%）	—	118
⑥ 納付法人税額	630	474
⑦ 法人税の節税額	—	156
⑧ 翌事業年度への税額控除の繰り越し	—	212

（注1）数値は、便宜上、1万円未満を四捨五入して計算しております。

（注2）税額控除制度は本件の場合、リース費用総額3,300万円の10%ですが、その期の法人税（592万円）の20%を限度とします。控除できなかった部分212（330－118）万円は翌年に繰り越して活用できます。

キド先生からのコメント

リース税額控除はお客様の資本金と活用する税制により「税額控除の率」が変わります。ご相談のケースでは、中小企業経営強化税制を使い、お客様の資本金が2,000万円なので、適用する税率は「10%」となります。詳しくは顧問税理士にご確認ください。

